



島労発基0508第4号
令和5年5月8日

各関係団体の長 殿

島根労働局長



「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の制定について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、別添1のとおり、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（技術上の指針公示第24号）が制定され、別添2のとおり、令和5年4月27日付け官報に公示されたところです。

つきましては、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の10において準用する同令第24条の規定により、都道府県労働局健康主務課において閲覧に供することとなりましたので、会員事業場等関係者への周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。